**宇治市障害者相談支援事業業務委託**

**公募型プロポーザル実施要領（案）**

令和6年７月

宇治市

福祉こども部障害福祉課

１　趣旨

　　宇治市に居住する障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活をより細やかに支援し、自立と社会参加の促進を図ることを目的として、平成１７年８月より本事業を委託している。

しかし、近年障害者の人数の増加や、障害者の高齢化・重度化、介護者の高齢化に伴う相談内容の複雑化により、相談件数が増加しており1か所だけの運営では体制維持が困難になってきている。

そのため、第３期宇治市障害者福祉基本計画の基本方針「Ⅰ　基本的人権の尊重と社会参加の機会確保」のうち「２　意思決定支援の推進」に掲げる、障害のある人の地域生活に係る相談や支援の総合的な窓口である障害者生活支援センターの機能強化を図るため、公募型プロポーザルを実施する。

本実施要領は、宇治市障害者相談支援事業業務委託契約締結にあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

２　事業概要

　（1）　件名

　　　　宇治市障害者相談支援事業業務委託

　（2）　目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第７７条第1項第３号の規定に基づき、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者及び第４条第２項に規定する障害児（以下、「障害者等」という。）及びその家族並びに支援者からの相談に応じ、障害者等が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう支援することを目的とする。

　（3）　契約期間

決定日から令和７年３月３１日までとする。

　（4）　業務内容

業務内容の範囲は以下のとおりとする。

①障害福祉サービス、地域生活支援事業等に係る情報の提供、利用の助言、利用申請の援助、介護相談等在宅福祉サービスの利用援助に関すること。

②福祉機器の利用助言、生活情報の提供等社会資源を活用するための支援に関すること。

③社会生活訓練プログラムの作成並びに社会生活力を高めるための支援に関すること。

④対象者に対するピアカウンセリングに関すること。

⑤更生相談所、職業安定所、医療機関、保健所等の専門機関の紹介に関すること。

⑥その他障害者の生活支援に必要なこと。

（5）　職員の配置

　　 下記のいずれかの者を1名以上常勤で配置するものとする。

　　 ①社会福祉士等資格を有しているソーシャルワーカーで障害者の相談・援助業務の経験がある者。

　　 ②保健師、理学療法士、作業療法士等で障害者の相談・援助業務の経験がある者。

（6）　予算

　　　１１，７１５，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）ただし、令和６年度は年度途中のため決定月より割り戻し金額とする。

３　プロポーザル方式の形式

　　公募型により行う。

４　参加資格要件

　　本公募型プロポーザルに参加希望する者は以下の要件を全て満たしている者とする。

　　（１）　社会福祉法に規定する社会福祉法人であること。

　　（２）　障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者であって、宇治市内において計画相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下、「相談支援事業等」という。）を行っていること。

　　（３）　障害者総合支援法第７７条第３項に規定する地域生活支援拠点等の施設として、宇治市より承認を受けている又は令和9年度までに新たに承認を受ける見込みがあること。

　（４）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定がなされている場合を除く。または、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（５）　宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

５　関係書類の配布

　　関係書類は次で配布する他、宇治市ホームページにも掲載する。

　（１）配布場所

　　　　宇治市福祉こども部障害福祉課

　　　　　郵便番号　　　６１１－８５０１

　　　　　所在地　　　　京都府宇治市宇治琵琶３３番地

　　　　　　　　　　　　宇治市役所庁舎本館　１階

　　　　　電話番号　　　０７７４－２１－０４１９

　　　　　ＦＡＸ番号　　０７７４－２２－７１１７

（２）配布期間

　　　　令和６年７月８日（月）から令和６年８月２日（金）まで。

　　　　土日、祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時００分まで。

　　　　（正午から午後１時までを除く。）

６　事業等に関する質疑

　（１）質疑の受付場所及び期間

　　　①　受付場所

　　　　本要領５（１）に同じ。

②　受付期間

　　　　本要領５（２）に同じ。

　（２）質疑の提出方法

　　　　質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原

則とするが、ファックスによる送付も認める。その場合は、併せて電話で連絡し、到着を確認する

こと。

　（３）質疑に対する回答

　　　　質疑に対する回答は随時連絡する。

７　プロポーザルの参加方法

　　本公募型プロポーザルに参加希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書（様式１）を宇治市長に提出しなければならない。

　（１）受付場所

　　　　本要領５（１）に同じ。

　（２）受付期間

　　　　本要領５（２）に同じ。

８　提案書の受付

　　提案書等は、下記の書式に基づき作成・提出すること。

　（１）提出書類

　　　①　提案書（様式２）

　　　②　宇治市障害者相談支援事業計画書（様式３）

　　　③　収支計画書（様式４）

　　　④　事例提案（様式５）

　　　⑤　職員一覧（様式６）

　　　⑥　決算書（財務諸表）（直近３か年分）

　　　⑦　その他書類及び資料（提案に必要と思われる書類及び資料）

（２）提案書作成上の留意点

　　　①（１）の⑥及び⑦についてはＡ４判、縦向き、横書きとし、表現方法は問わない。また、コピー

可とする。

　　　②　提案書の作成に際し、「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具を使用しないこ

と。

（３）提出期間

　　　　本要領５（２）に同じ。

　（４）提出方法

　　　　宇治市福祉こども部障害福祉課に提案書等を持参により提出

９　プレゼンテーション審査

　　提案書の内容を評価するにあたり、プレゼンテーションを実施する。なお、内容はつぎのとおり。

　（１）日時

　　　　令和６年８月２３日（金）

　　　　時間、場所等は後日個別に連絡する。

　（２）その他

　　　　プレゼンテーションにあたり、必要な機器等がある場合は提案者が用意すること。また、プレゼンテーションの出席者は最大３名までとする。

１０　評価及び審査結果

　（１）参加資格の審査及び提出書類の確認については、宇治市福祉こども部障害福祉課が実施する。

　（２）選定にあたっては、選定委員会を設置し提案書等提出者からの提出書類等の審査を行う。

　（３）評価方法については、評価基準に基づき提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査し、総合得点が高得点の者を選定する。

　（４）審査経過については公表しない。非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市福祉こども部障害福祉課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に、宇治市福祉こども部障害福祉課において行う。

　（５）審査結果についてはプロポーザル参加者全員に通知するが、異議申し立ては認めない。

１１　評価基準

　　　別紙のとおりとする。

１２　閲覧

　　　宇治市財務規則（昭和４４年宇治市規則第１号）は、宇治市福祉こども部障害福祉課で閲覧するこ

とができる。

１３　参加資格の喪失等

（１）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

1. 応募資格のない者が提出した場合
2. 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
3. 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
4. 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
5. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
6. 本要領に違反すると認められる場合
7. ２以上の企画提案をした場合、または他者の代理をした場合
8. その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
9. ①～⑧に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、選定委員会が失格であると認めた場合

（２）複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書等の提出を行うことができない。

（３）提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めない（誤字、脱字等の軽微なものを除く）。

（４）辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

（５）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

（６）その他

1. 参加者は、企画提案書等の提出をもって、本要領等の記載内容に同意したものとする。
2. 提出された企画提案書等は、返却しない。
3. 提出された企画提案書等は、宇治市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。

１４　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程 |
| 募集告知開始 | 令和６年７月８日（月） |
| 関係書類配布期間  参加及び提案書提出期間  質疑受付及び回答期間 | 令和６年７月８日（月）から令和６年８月２日（金）まで |
| プレゼンテーション | 令和６年８月２３日（金） |
| 評価結果通知 | 令和６年９月上旬 |
| 契約 | 令和６年９月下旬 |

１５　担当部署

　　　宇治市福祉こども部障害福祉課　担当：鈴木

　　　　郵便番号　　　６１１－８５０１

　　　　所在地　　　　京都府宇治市宇治琵琶３３番地

　　　　　　　　　　　宇治市役所庁舎本館　１階

　　　　電話番号　　　０７７４－２１－０４１９

　　　　ＦＡＸ番号　　０７７４－２２－７１１７